


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 について			区分 ○ 1 審議事項	
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正及び身体障害者福祉法等の引用法律の条項が改正されたことに伴い、福祉事務所長事務委任規則を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第3条 「東大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則」に規定していた支援給付支給に関する市長権限委任事項の本条への移動及び配偶者支援金支給事務の追加。 本条の追加による、後続の条項ずれ対応。(生活福祉課)</p> <p>第4条、第5条及び第6条 身体障害者福祉法、児童福祉法及び知的障害者福祉法の引用条項の改正、文言整理及び項ずれ対応。(障害福祉課)</p> <p>第6条 老人福祉法施行規則の引用条項の改正及び項ずれ対応。(高齢介護課)</p> <p>(2) 施行日 平成26年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。